

地域指定年度	昭和 45 年度
整備計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	平成 17 年度（2005）
	平成 25 年度（2013）
	令和元年度（2019）
	令和 5 年度（2023）

あさぎり農業振興地域整備計画書

令和 6 年 5 月

熊本県球磨郡あさぎり町

目次

第 1	農用地利用計画.....	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	5
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	6
4	他事業との関連	6
第 3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	7
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 5	農業近代化施設の整備計画.....	12
1	農業近代化施設の整備の方向	12
2	農業近代化施設整備計画.....	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	14
2	農業就農者育成・確保施設整備計画.....	14
3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設.....	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第 9	付図（別添）	
1	土地利用計画図	（付図 1 号）
2	農業生産基盤整備開発計画図	（付図 2 号）
3	農用地等保全整備計画図	（付図 3 号）
4	農業近代化施設整備計画図	（付図 4 号）
5	生活環境施設整備計画図	（付図 5 号）
別記	農用地利用計画	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、熊本県の南部、球磨盆地の中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接しており、中央の平坦部を日本三大急流のひとつに数えられている球磨川が東西に流れている。

また、地形的には盆地の中央部分を縦割りする形で、北側と南側は白髪岳、黒原山などの山間部となっており、両側から流れ込む球磨川の支流に沿った形で緩やかな平地が広がっている。

本町の交通基盤としては、町内中心部を国道219号が横断しており、並行する形で主要地方道2本と球磨地区広域営農団地農道1本が走っている。そのほか、人吉市と湯前町を結ぶくま川鉄道が町中心部を通り、3つの駅が設けられている。

土地利用の現況は、町全域の面積が15,956haで、そのうち6,109haが農業振興地域として指定を受けているが、農業振興地域のうち3,254haが農用地区域となっており、山林・原野等を除く実質農用地として活用されているのは3,077haとなっている。

本町の基幹産業は農業であることから、地理的自然的条件を踏まえ、宅地などの開発用地については市街地地域への計画を促し、一定条件を満たしている優良農地においては、認定農業者並びに中核的な担い手へ集積・集団化を推進し、農作業等の効率的な利用を促進していくなど土地の有効利用及び農業と他産業との土地利用区分の明確化を図っていく。また、多面的機能直接支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用する組織において、農用地及び農業用水等の保全活動や、農業生産条件が不利な状況にある地域の農業生産の維持を図りながら、農村の活性化及び耕作放棄地の発生の抑制などを展開していく。一方、自然的条件により耕作する事ができず原野、山林化が進み、著しく再生が困難であり、かつ周囲の農地への影響がない農地については、町農業委員会との協議の上、農用地区域からの除外・転用を行い、農業以外の有効的な土地利用を図り、合理的な土地利用計画を確立する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R5)	3,485	57.0	38	0.6	1,358	22.2	0	0	1,228	20.2	6,109	100.0
目標 (R10)	3,464	56.7	38	0.6	1,358	22.2	0	0	1,249	20.5	6,109	100.0
増減	▲ 21	▲ 0.3	0	0	0	0	0	0	21	0.3	0	0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,485ha のうち、a～c に該当する農用地 3,077ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施工に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・埋立及び干拓
 - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野については、基本的に農用地区域には設定しないが、10 年以内に開発予定がある区域等は農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域面積は 3,254ha であり、現況利用区分は農地 3,077ha（田 2,680ha、畑 341ha、樹園地 55ha）、農業用施設用地 38ha、森林原野 131ha、その他 8ha となっている。

将来における農用地等の用途は、集団的な維持を基本とし、それぞれの地域の実情にあった団地化と生産基盤の充実により省力化、軽労働化が図れるような生産体系を考慮したものとする。水田地帯については、県営経営体育成基盤整備事業、県営中山間地域総合整備事業において農道、用排水路等の整備も完了しており、引き続き効率的な農業を推進する。畑地帯については、南西部は清願寺ダムで補完し、北部の国営川辺川総合土地改良事業、県営緊急畑地帯総合整備事業において、農地造成、区画整理も完了し、十分な農業用水を確保し、将来の展望を持てる経営作目の確立を図る。

また、農地の流動化を推進して、担い手農家、営農集団の活動が出来るよう、将来に向けた積極的な農業経営基盤強化促進事業へ取り組む。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 上地区	1,130	1,130	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	1,150	1,150	0	93
B 免田地区	615	615	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	619	619	0	1
C 岡原地区	605	605	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	606	606	0	11
D 須恵地区	360	360	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	362	362	0	8
E 深田地区	366	366	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	377	377	0	18
計	3,077	3,077	0	0	0	0	0	0	0	38	38	0	3,115	3,115	0	131

※表示単位未満を四捨五入しているため、表内において数字が一致しないことがあります。

イ 用途区分の構想

(ア) A 上地区

本地区は、白髪岳の麓に伸びる丘陵と免田川河川沿いに広がる平野部で構成されている。

地域北部に広がる水田地帯においては、地理的状況や地域の意向などを考慮し、さらに農地を集積するとともに、担い手の確保に努め、耕作放棄地の解消や雇用の確保など地域営農の発展向上を図る。

畑は県道錦湯前線以南の樹園地の維持を図り、適地適作による果樹の高品質化等を振興する。

山間地域については、人口の減少を抑制するため、新規就農者などを呼びこむことができるよう、集落生活環境、農業生産基盤、林業生産基盤の整備を計画的な推進を図る。

(イ) B 免田地区

本地区は、町の中央部に位置し、国道 219 号を中軸に商業施設や住宅が密集している地域である。中心市街地の四方に整備済みの水田地帯が広がり、今後も優良農地として活用を行う。

住宅需要の高まりによる個人住宅等の農地への広がりを防ぎ、農用地の積極的確保に努める。

(ウ) C 岡原地区

本地区は、宮原川と岡本川の下流部に広がる扇状地で、農業生産が盛んな地域である。

土地条件にも恵まれ、団体営・県営ほ場整備事業等により基盤整備が図られている。

今後も引き続き、農業生産や地域活動に寄与する土地利用を図る。

(エ) D 須恵地区

本地域は、球磨川沿いに広がる農地とその北側に伸びる山間部の農地で構成されている。

平野部分は優良な水田として利用されており、今後も適切な維持管理と有効活用を促進する。

山間部においては整備済みの水田と畑地帯が存在しており、畑では果樹の栽培が行われている。

農家の状況をみれば、小規模な兼業農家や高齢農家、高齢化による土地持ち非農家が増えつつある。こうした中で、若者の定住する快適な農村を目指すため、生産基盤と生活環境の一体的整備を推進していく。

(オ) E 深田地区

本地域は、球磨川沿いに広がる農地とその北側に伸びる山間部の農地で構成されている。

平野部分は優良な水田として利用されており、今後も適切な維持管理と有効活用を促進する。

山間部は未整備の水田と畑地帯が存在しており、畑地帯は広い農地を活用した畜産業が盛んに行われている。

山間部において耕作放棄地が拡大する状況にあり、今後は農地の適正な維持管理と耕作放棄地の抑制のための体制づくりを図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町農用地区域内の農地においては、各種土地改良事業等により土地基盤整備が進められているが、農家数の減少、高齢化、過疎化等が急速に進行する近年、担い手不足や耕作放棄地の増加などが問題となっている。

このため、今後は地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体への農地の流動化や集落における受託組織の育成により土地利用集積を促進するとともに、農業生産性の向上と農業用施設の維持管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、農村環境改善・保全を行う。

ア 上地区

本地区の水田は、県営経営体育成基盤整備事業、団体営土地改良総合整備事業等によりおおむね整備を完了している。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

イ 免田地区

本地区の水田は、県営経営体育成基盤整備事業、団体営土地改良総合整備事業等によりおおむね整備を完了している。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

ウ 岡原地区

本地区の水田は、県営経営体育成基盤整備事業、団体営土地改良総合整備事業等によりおおむね整備を完了している。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

エ 須恵地区

本地区の水田は、県営経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業、畑地帯については国営川辺川総合土地改良事業によりおおむね整備を完了している。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

オ 深田地区

本地区の水田は、県営経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業、中山間総合整備事業、畑地帯については国営川辺川総合土地改良事業によりおおむね整備を完了している。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
—	—	—	—	—	—

付図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産等の経済的機能のほか、水源涵養、国土の保全、自然環境・生活環境の保全、地球温暖化の防止などの公益的機能を持ち、農地の保全、農業用水の確保にも大きく寄与している。

このような状況の中で本町の林業の発展を図るために、より一層配慮した森林資源育成に努めるとともに、担い手の育成や生産コスト縮減につながる林道等生産基盤の整備、木材の生産から加工・流通に至る体制の整備・拡充による効率化、省力化に努めながら林業経営の安定化を図る。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農用地は、全地区において農地保全が整っているが、今後も引き続き整備を進め、改修も含め長期的かつ計画的に実施する。

また、近年の厳しい農業情勢、高齢化や兼業化等での担い手不足およびサルやイノシシなどの有害鳥獣被害による耕作意欲の低下等に伴い、耕作放棄地が目立つようになり、農地の持つ多面的機能の維持が危ぶまれている。

こうした状況の中で、認定農業者や農地所有適格法人などを中心とした担い手農家等への土地利用集積を推進するとともに、有害鳥獣被害防止対策に取り組み、農地の荒廃を防止する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
—	—	—	—	—	—

付図3号 農用地等保全整備計画図

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地の解消という観点から、農業委員会や関係機関と連携し、認定農業者等の担い手への農地利用集積や農地中間管理事業の推進で農地の保全管理を展開していく。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の協定締結集落を支援し、農業生産活動や地域ぐるみの共同活動による国土の保全、水源の涵養等の公益的・多面的な機能を維持していくことで農地保全を図る。

なお、有害鳥獣被害対策として、野生鳥獣の生息状況や被害状況の的確な把握に努めるとともに、地域が一体となって取り組む被害防止対策を展開していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は木材生産等の経済的機能はもとより、水資源の涵養、林地崩壊および土砂流出防止など、森林の保全、さらには緑の景観や癒しの場の提供といった多くの公益的機能を有しており、農用地の保全上も大きな役割を担っている。

このため、生産性の高い優良な森林の確保はもとより、多面的効用の源泉として、また森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業は、消費者ニーズの多様化や国際貿易交渉の進展により、国内外の産地間競争が激化している状況に加え、農業従事者の高齢化が急速に進行しており、農家数が年々減少する中で、遊休農地の増加など、多くの構造上の問題に直面している。このような状況が継続すると、農業生産力の低下はもとより、ひいては集落機能の低下も懸念される。

このような状況を踏まえ、認定農業者等育成すべき経営体が農業経営の発展を目指して農業に取り組めるよう、魅力ある農業経営の確立を図るため、他産業従事者並みの所得・労働時間・休日の確保を基本に、農業所得 560 万円程度を目標として基本構想を定める。

この目標を達成するため、本町の農地の 8 割以上を占める水田の高度利用を図るため、土地利用型農業を推進し、農地の有効活用と農家経営の安定化を図るものとする。

畜産については、環境に配慮した大規模経営化を目指すとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の防疫体制の強化に努め、水田を利用した飼料米やわら専用稲などの国産粗飼料の生産による耕畜連携の推進により、家畜排せつ物などを有効に活用した資源循環型農業の確立を図る。

また、本町の農業生産を支える担い手となる認定農業者や農業法人等の確保・育成と経営の安定・向上を図る。

そして、JA を中心とした生産組織の育成強化に努めるとともに、組織間の横の連携を重視し、地域農業の複合化をめざし、全体的に相乗効果が発揮できるような体制づくりを推進する。

なお、平成 28 年 7 月に（一社）あさぎり町農業支援センターが設立され、農作業の支援を目的として、農作業への人材派遣や除草作業の受託などを行っている。

経営類型		営農類型	目標規模	作目構成	
個別 経営体	①家族経営	水稻＋麦＋大豆	1,000 a	水稻	700 a
				麦	1,000 a
				大豆	300 a
		葉たばこ＋水稻	250 a	たばこ	170 a
				水稻	200 a
		春夏メロン＋秋冬メロン＋水稻	260 a	春夏メロン	70 a
				秋冬メロン	60 a
				水稻	200 a
		春夏メロン＋キュウリ＋水稻	200 a	春夏メロン	70 a
				キュウリ	40 a
				水稻	150 a
		いちご＋水稻	110 a	いちご	27 a
				水稻	80 a
		冬春トマト＋水稻	130 a	トマト	23 a
				水稻	80 a
		梨	170 a	梨	170 a
				トンネル（幸水）	60 a
				露地（幸水）	60 a
				露地（豊水外）	50 a

経営類型		営農類型	目標規模	作目構成	
個別 経営体	①家族経営	小ネギ＋水稻	140 a	小ネギ	40 a
				水稻	100 a
		トルコギキョウ＋水稻	250 a	トルコギキョウ	35 a
				早生、中生品種	14 a
				早生～極早生品種	20 a
				水稻	150 a
		施設キク＋水稻	250 a	キク	48 a
				輪ギク	18 a
				輪ギク	30 a
				水稻	150 a
		梨＋桃	170 a	梨	110 a
				内トンネル	50 a
				露地（幸水）	30 a
				露地他	30 a
				もも	60 a
				内トンネル	30 a
				露地	30 a
		桃	190 a	もも	190 a
				内ハウス	30 a
				トンネル	60 a
				露地他	100 a
		ぶどう	170 a	ぶどう	170 a
		茶	620 a	茶	620 a
		肉用牛＜繁殖＞＋水稻	150 a	繁殖牛	40 頭
				水稻	150 a
		肉用牛肥育	—	肥育牛	125 頭
		肉用牛一貫	—	繁殖牛	30 頭
				肥育牛	30 頭
		酪農	—	経産牛	40 頭
協業 経営体	③協業経営	水稻＋麦＋大豆＜受託型＞	1,700 a	水稻	1,000 a
				麦	1,700 a
				大豆	700 a
				作業受託 延べ	7,200 a
		茶	3,000 a	茶	3,000 a
		酪農＋水稻	—	経産牛	100 頭
				飼料用地	25 ha
		葉たばこ＋水稻	—	たばこ	400 a
				水稻	300 a
		水稻＋麦＋大豆	—	水稻	2,400 a
				麦	4,000 a
				大豆	1,600 a

経営類型	営農類型	目標規模	作目構成
新たに農業経営を営もうとする青年等	水稻＋麦＋大豆	400 a	水稻 200 a 麦 400 a 大豆 200 a
	葉たばこ＋水稻	150 a	たばこ 60 a 水稻 90 a
	春夏メロン＋キュウリ＋水稻	50 a	春夏メロン 20 a キュウリ 20 a 水稻 30 a
	いちご＋水稻	40 a	いちご 10 a 水稻 30 a
	冬春トマト	10 a	トマト 10 a
	夏秋ハウレンソウ＋水稻	55 a	夏秋ハウレンソウ 25 a 水稻 30 a
	施設菊	20 a	菊 20 a
	肉用牛＜繁殖＞＋水稻	60 a	繁殖牛 15 頭 水稻 60 a

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地等の流動化

地域農業を発展させるためには農業生産の構造改善を図ることが必要であり、とりわけ土地利用農業については規模拡大による経営基盤の強化が必要である。

そのため、担い手農家を中心として、兼業農家、離農者等を含めた集落規模での話し合いにより農地の利用調整を検討し、担い手農家への農地の集積を推進する。また、農業経営基盤強化促進事業による流動化対策に積極的に取り組む。

イ 農作業の受委託

農業者の高齢化、兼業化の増加、また、農業生産の低コスト化、効率的な機械の利用等の観点から、農作業受託組織等を十分に活用した農作業の受委託を推進する。

ウ 農作業の共同化

農業従事者の高齢化、後継者不足が進む中、農用地の有効利用、生産性を高めるために、集落内の話し合い活動により、地域営農組織等の組織化を進め、集落営農組織や担い手組織等を中心とした機械の共同利用、防除等の共同作業の効率化を促進する。

エ 地力の維持増進

基盤整備された水田の地力増進を図るため、畜産農家と耕種農家の堆肥とワラの交換等相互補完体制を確立するとともに、有機センター等の活用により有機物投入による地力の維持増進を図る。また、農薬や化学肥料の使用を極力抑え、環境にも配慮した有機農業を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域営農組織の育成対策

現在、地域営農組織等において、作目の集団化、裏作導入等による高度利用、認定農業者等育成すべき経営体による農作業の受委託、農地の利用集積などが組織的に展開されている。

今後は、新たな地域営農組織の育成を支援し、組織的活動の強化、拡大を図る。

(2) 農用地の集団化対策

認定農業者等の経営規模の拡大を図るため、農用地の集積と効率的な土地利用に努めるとともに、地域の担い手農家等の戦略作物等の団地化を図る。

(3) 農地中間管理事業

地区単位での農用地等の集積やほ場の耕作条件の改善による集約を図っていくとともに、農業経営の転換をされる農業者等の農用地が担い手に円滑に集積されるよう中間管理事業を推進する。

(4) 農作業の受委託の促進対策

小規模農家の農業機械の導入による生産コストの増加を抑え、経営規模に応じた機械の適正な導入と高度利用を促進することで農家所得の向上を図るとともに、農作業の受委託および農機具の共同利用を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業施策を展開するにあたっては、農業と林業の連携を図りつつ、林業経営のコストダウンと計画的な作業道路の整備を進め、集約化を図るとともに、人と森林とのふれあいの場としての森林資源の利活用を計画的に推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備については、これらの重点振興作物に係る各施設の整備状況、及び今後の生産見通し等を踏まえ、計画的に整備を行い、生産性の向上を図る。

(1) 水稻

現在、平成25年度から本格実施された経営所得安定対策に基づき、制度の推進を実施している。

特に本町の水稲栽培は、複合経営を基本とした小規模経営が多いことから、集落内の機械の整理統合や共同利用を一層推進し、作業受託・農地の集積等を円滑に進めながらコストの低減に努め、品質の向上や売れる米づくりの推進を図るため、担い手等への水田工作機械や高性能機械の導入を進めるものとする。

(2) 果樹

果樹の産地競争が激化する中、他産地との差別化を図り、競争に打ち勝つための優良品種の導入、育成、普及活動を行い、より積極的なPR活動を推進する。

(3) たばこ

たばこは、本町の水田農業の基幹的な作物である。

今後は、安定的産地の維持に努め、共同利用施設の利活用による低コスト化や高性能機械の導入による省力化を図る。

(4) 花き

本町の花き栽培は、キクやトルコギキョウ等多くの品目において施設化されており、一層の産地化を図るため、施設の整備による高品質化、低コスト化および気象災害等からの被害防止を図る。

(5) 畜産

近隣諸国では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが続発していることから、更なる防疫体制の強化を図るとともに、万一の発生時に迅速に終息できるよう、埋却地の確保を図る。

- ① 肉用牛については、繁殖から肥育まで地域内一貫体制の確立を図るとともに、優秀な繁殖牛の維持拡大や、飼養管理技術の改善等による基盤強化を図る。また、耕畜連携を推進する中で、飼料作物生産利用機械、たい肥化処理施設の整備を図る。
- ② 乳用牛については、飼養立地条件に適応した合理的な酪農経営を目標に、生産管理技術の改善や品種改良による生産性の向上、自給飼料基盤の整備と飼料生産の合理化を図る。また、酪農ヘルパーの利用促進を含め、ゆとりある酪農経営の確立を目指す。
- ③ 養豚については、既存の糞尿処理施設の適正な維持管理と、必要に応じた整備、改修等を行い、環境に負荷を与えない経営を目指す。
- ④ ブロイラーについては、一層の防疫対策を行い、生産性の向上や計画生産に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
—	—	—	—	—	—	—	—

付図4号 農業近代化施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

将来の地域農業の担い手となる青年農業者の育成・確保を図るため、青年農業者等で組織されている団体等への活動助成を行うとともに、県及び各関係機関と連携を図りながら、新規就農者等の研修や就農相談を行う。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模		施設の 対象者	対図 番号	備考
—	—	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援の活動

次世代の農業経営を担うべき者に、優れた生産技術と経営感覚を習得させるための支援として、先進地研修や市場調査をはじめとした経営感覚を磨くための各種研修会の開催などによる、青年農業後継者グループ等の活動に対する支援を展開していく。

(2) 就業準備等に必要な資金手当の支援

農業後継者や新規就農者がスムーズに経営を開始、展開できるための支援として、JA等の関係機関と連携し、就農希望者や就農者の意向を把握するとともに、青年等就農資金等の各種支援制度の積極的な活用を推進する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

本町の農業委員会を中心に、農地の斡旋や、取得のための支援活動を展開していく。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

JA等の各関係機関と連携し、農業経営や生産技術に関する研修会開催等の情報を広報誌等を活用し、提供していく。

(5) 将来の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進

国土保全や自然景観、伝統文化の維持など、農業、農村の有する多面的で公益的な機能の理解を促進するため、農業体験などの各種活動を展開するとともに、関係機関と連携を取りながら、農業教育の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は互いに連携を取りながら各種施策を行うことで、担い手の育成確保の効果が高まるものと考えられる。後継者及び担い手不足については林業も同様の問題を抱えており、林業担い手対策事業の実施により担い手育成・確保のための様々な事業を展開する。今後は、農林業一体となった後継者対策を実施することで農林業の魅力をアピールし、新規就農者の確保を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の総農家における令和2年の専業農家率は43%となっており、10年前と比較して3.8%増加しているものの、戸数においては36戸減少している。また、農業外所得が主である第2種兼業農家の戸数については、減少傾向にあるものの、販売農家の35%を占めている。

農業従事者及び農家世帯員の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。

今後は、積極的な企業誘致を進めるとともに、働く場の創出や育成等に努め、町全体の雇用機会を図ることで、農業従事者及び農家世帯員の安定的な就業を促進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会やJA等の関係機関と協力し、農業後継者の育成に努めているが、さらに、各種協議会、座談会等の機会を捉え、農業従事者の就業に対する意向を把握し、就業対策へ活用を行う。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

学卒就農者をはじめ、離職就農者、新規参入者、法人就農者など多様な就農ルートに応じた就農相談体制の充実を図るとともに、制度資金の貸付や農業資源の有効活用による初期負担軽減など、就農相談から定着に向けた総合的な支援を実施・推進する。

さらに、教育機関との連携強化を通じた児童等に対する農業への理解促進等により、就農候補者のボトムを拡大する環境の熟成を図る。

(3) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

企業の地域への進出は、安定就業の場の確保に有効な方策であるため、土地改良区、農業委員会、地権者、区長等との連絡調整体制の確立、強化を図る。

(4) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

農業経営体の法人化の推進、農産物の加工施設の設置、農産物直売所の充実を行い、零細農家、兼業農家、高齢者や女性の安定した就業機会の増大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、古くから林材生産とともに発展し、地域経済の振興に多大な貢献を果たしてきた。

現在、林業は、輸入材の増加や建築様式の変化などによる国産材需要の減少、木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者の高齢化と後継者不足による労働力人口の減少など多くの課題を抱えているが、森林の持つ公益的機能は、地球温暖化防止など世界的な環境問題から見直されており、森林の果たす役割は益々重要となってきた。

このことから、戦後植林された山林が主伐期を迎えているなか、森林の多面的機能を持続的に発揮し、資源循環型林業を実現させるためには、より一層の森林資源育成に努めるとともに、担い手の育成や生産コスト縮減を図るための林道基盤の整備、木材の生産から、加工・流通にいたる体制の整備・拡充による効率化・省力化に努めながら、林業経営の安定化を図る必要がある。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町では、道路環境の整備、上下水道等の居住環境の整備、交通安全施設、防災施設の整備など生活の基盤となる環境の整備に力を注ぎ、快適で住みよい環境づくりを目指している。

防災告知放送については、地理的条件により難聴世帯があるため、各戸へ個別受信機の配布を行っている。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模		利用の範囲	対図 番号	備考
—		—	—	—	—

付図5号 生活環境施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業施設との整合性を保ちながら、集落道の整備など環境整備を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号)
- 5 生活環境施設整備計画図 (付図5号)

別記 農用地利用計画